

## 平成20年第4回美郷町議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成20年6月6日（金曜日）午前10時開議

#### 議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 議案第45号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第47号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 9 議案第48号 美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の制定について
- 第10 議案第49号 美郷町もとだて児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第50号 美郷町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正について
- 第12 議案第51号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第13 議案第52号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第14 議案第53号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第54号 美郷町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部改正について
- 第16 議案第55号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第2号
- 第17 議案第56号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号
- 第18 議案第57号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第19 議案第58号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

#### 付託陳情審議（委員長報告 質疑～討論～表決）

- 第20 陳情第 4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第21 陳情第 5号 政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳

情書

第22 請願第 1号 国営農業水利事業と地方農政局の存続に関する請願書

追加議案審議

追加第1 発議第 6号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

追加第2 発議第 7号 国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書の提出について

追加第3 議員派遣について

追加第4 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 友則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農 業 委 員 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君		
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 深澤 克太郎

庶務班 長 鈴木 邦子  
兼 議事班 長

主 査 武田 浩之

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

報告第2号から報告第6号までについて、何か質問等はありませんか。

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 報告2号並びに3号についてですけれども、これまで合併してから、私が美郷町議員になってたびたびこういう報告がございました。今まで見過ごしてきたわけですけれども、例えばこの報告第2号専決処分の事故のように、23万9,200円の賠償金がかかるような事故ですと、かなりの雪のかたまりか枝が路上に落下したものと思われま。これは、もし下に車でなく人がいた場合に、果たしてどんな事故につながるのか、非常に看過できない問題であり、また、危機管理能力が問われる問題ではないかなと考えております。確かにあの松並木、杉並木は、昔からの本当に伝統的な文化でもあり、景観でもあります。それを保全するそういう役割も私たち美郷町ではしていかなければいけません。その反面、安全管理というまさに非常に難しい問題も、あの老木がゆえに今後出てくるのではないかなと考えております。ぜひそこら辺のことを、必ず冬はまたやってきます、早いうちに検討すべきと考えております。以上です。

○議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） ないようですので、それでは、日程表により進めさせていただきます。

（午前10時00分）

---

◎承認第1号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

21番、高橋 猛君。

○21番（高橋 猛君） 二つほど伺いたいと思います。

一つ目でありますけれども、16ページの繰越明許の関係ですが、今回の合併浄化槽の繰越明許が出されました。予算の執行率からしますと36%ぐらいのようでありまして、なかなか利用されなかったのかなというふうに思われます。

ただ、前年度からの繰越明許もあったようでありまして、実質的にはかなり数字は上がっておるとは思いますが、いずれにせよ、かなりの繰越明許ということで、町としては集落環境の整備は合併浄化槽を主体に考えていくわけで、その中で応分の負担といたしますか、補助金を出しながら進めているわけですが、自己負担も当然伴うというようなことで、また、今日の景気状況でありますので、なかなかそちらの方に家庭でも予算が回らないという実態もあろうかと思いますが、いずれにしましてもことしも60基ほどの予算のほかにもこういう繰越明許があるわけで、ことしの見通しといたしますか、進め方についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

それから、もう一つ、地方交付税のことについて伺いたいと思いますが、平成19年度の確定で54億円を超えたということでございます。平成12年をピークに交付税はずっと下がり続けてきたわけでありまして、どこまで下がるのかなといったような大変不安というか、危惧されたところもあったのですが、結果的に平成12年以来初めてプラス1億円ばかり前年度に比べて上乘せになったということで、町の財政の柱である交付税がどうなるのかということは大変心配される所ですが、ただ、去年の場合、東京都などの税収のあるところから地域格差をなくすということで4,000億円ばかりですか、地方に配分されたというようなこともあってこういう結果なのかなというふうにも思うんですが、交付税の今後の見通しについてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご質問にお答えいたします。

合併浄化槽の関係でございますが、平成19年度につきましては、平成18年度繰越分35基ございました。それをあわせまして65基の導入にとどまっております。計画は110基ということでした。今年度につきましても繰越分、計画分をあわせまして110基ほど予定しております。なかなか導入が進まない状況ではございますけれども、融資制度の補助、利子補給等も含めまして広報等、それから窓口などで相談受付をいたしまして、目標達成に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） 交付税のご質問についてお答えいたします。

平成19年度は、普通交付税で51億4,678万7,000円、それから、特別交付税が2億8,505万4,000円ということで、普通交付税においては昨年度より1億6,316万6,000円、およそ3.3%の増となっております。

今後の交付税の見通しでございますが、平成20年度の交付税につきましては、国の地財計画等々によりまして、およそ1.3%程度の増額が見込まれているところでございます。町としましては、交付税が町の大変貴重な財源であることから、県や国にこの交付税制度を現在のままの維持ということで働きかけをしているところでございます。今後の動向につきましては、そのようなことをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 21番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第3号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについてを議

題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第5号、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

承認第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第45号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第47号、秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第48号、美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、戸沢藤一君。

○10番（戸沢藤一君） 先般の全員協議会で詳しく説明をいただきまして、我が美郷町では児童生徒の教育に特化してのという説明でございました。それについては、私も大変結構なことで賛成なわけでございますけれども、いわゆるふるさとを離れた方々、数万人もいると思いますけれども、そういう方々が教育以外に、例えば老人福祉に使っていただきたい、あ

るいは美郷町の環境を守るために使っていただきたいというような目的でもって納税したい、そういう方々への対処というのはどうなるもののでしょうか、こういう特化した場合。それを一つ一つ聞きたいと思えますし、第2条に「その他目的を達成し得るために町長は必要と認める事業」とございます。これをどう解釈すればいいのか、その2点、ご説明をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的にふるさと納税につきましては、対象事業を児童生徒の育成、教育の充実に関する事業ということで規定してございます。

ただし、今回の税法の改正によりまして、5,000円を超える部分については今までと同様の寄付を受けることができますので、どうしてもこのふるさと納税ではなく、ふつうの寄付という形をお願いするという方については、そちらの対応になろうかと思えます。

それから、その他の第2条の関係でございますが、「その他目的を達成するために町長が必要と認める事業」ということは、今後美郷町のまちづくりにとって必要な事業がある場合には、これらを該当させてそれらの事業を実施したいということでございます。現在のところは、それらを想定してございません。

○議長（伊藤福章君） 10番、よろしいですか。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに。4番熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） このことにつきましては、先般全員協議会で説明をしていただいておりますが、現在のところの申し出があるのかということと、今朝も新聞報道で最初の意見を出した菅前総務大臣が寄付というか、その事業に県と市に寄付をするということでありましたけれども、最初の説明はふるさと納税という言葉で納税なのかなというイメージでありましたけれども、実際寄付行為のような中身になっておりますので、政治家が寄付をするということは公職選挙法の取り扱いの中で、選挙区以外に寄付することは差し支えないという解釈でよろしいのでしょうか。その辺のことについて、2点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） それでは、ふるさと納税の申込みの関係でございますが、現在のところ申し込みはございませんが、問い合わせにつきましては7件から8件ぐらい来てございます。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ただいまの熊谷議員の質問ですが、はっきり今承知してございま

せんので、後ほど調査の上、答弁させていただきます。

○議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号、美郷町ふるさと美郷応援寄付条例の制定については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第49号、美郷町もとだて児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） 私もこの地元の者でございますけれども、いずれこのもとだて児童館は大概わかっておると思いますけれども、本館小学校が六郷小学校に統合する時点において、いろいろな条件を持ってもとだて児童館を設置してもらったんですけれども、今この条例に関しては、まず管理の委員の条例を変更するというところでございますけれども、実際この児童館は、要するに地元で使用してもらうために建設していただいた感じでございますけれども、このことについて合併前からいろいろ論議されてきましたけれども、実際この条例によって地元の人たちがなかなか使いづらいということもあって、なかなか今では寄り集まらないで、逆に町の行事だけが使われるような状態でございますけれども、この管理に関してやはりもとだて児童館だけではなく、ほかの交流センターとかいろいろありますけれども、この件についてはもっと柔軟な姿勢で町としては対応できないものか、そこら辺をちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまのご質問についてお答えします。

今議員おっしゃったとおりいろいろと小学校の関係とかもありまして建てられた児童館ではございますけれども、国庫の補助事業で建てられている児童館ということで、まずその点については配慮しなければならないであろうと。それで、運用の仕方については、今までどおり運営委員会には地元の方々も参加していただきますので、その中で検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） 今、課長がそういう答弁なされましたけれども、地元の方々は、要するに地元の管理人に承諾を得れば使用できるということも話はしているんですけども、やはりそこに何か一つの窮屈さがあるって、そこら辺をもうちょっと柔軟な、先ほども言いましたけれども、柔軟な姿勢で対応できないものかということでございますけれども。要するに最初のころは非常によく使われておりましたけれども、多分このごろは特定された人だけしか使わないと思います。そこら辺を、条例が条例だから、これ、しょうがないといえばしょうがないんですけども、もう少し態度を柔軟な姿勢でとられないものかということでございますけれども。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） お答えします。

公の施設でございますので、地元で例えば建設した会館と同じような使い方というわけにはなかなかまいらないだろうと思います。

ただ、その上で、やはり地元の方々とどういうふうな形で使用した方がよろしいのかということを検討するのは、これから公共施設の管理の問題もございますので、その中で一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号、美郷町もとだて児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 日程第11、議案第50号、美郷町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、美郷町健康づくり推進協議会設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 日程第12、議案第51号、美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、美郷町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 日程第13、議案第52号、美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、武藤 威君。

○9番(武藤 威君) 9番、武藤です。

この中で後期高齢者医療制度が今の4月から始まっておりましてけれども、始まって内容が知られるにつれて、大変驚き、怒り等聞こえてくるわけで、また、テレビ等でもにぎわっておりますけれども。

そういう中で、中央社保協の集計、4月の初旬、4月9日、地方議会から制度の中止・撤回・見直しを求める決議が相当出ているわけがございますけれども、そこでこれまでいろいろこのことについては説明等受けてきましたし、いろいろ新聞、テレビ等でも私もいろいろとわかってきましたけれども、ただ、わかればわかるほどこれは大変厳しいものではないかなと思っておるわけがございます。

こないだ教民の委員会の中にもこの陳情書が出されまして、賛否両論分かれたわけがございますけれども、町当局はこのことについて何と考えているのか、これまで聞いたことも教えていただいたことも含まれると思いますけれども、聞きたいと思いますので、何とかひとつ答えてほしいと思います。

簡単な、初歩的なものでございます。この制度はいつ、なぜ起きたのかと。医療費制度や年金制度、税制にも連動されております。この制度はもちろん国の負担を軽減するためとか

いろいろあると思いますけれども、なぜ75歳以上なのかなど。なぜ隔たりをつけたのか。その年がなぜそうなったのかなど。その辺も聞きたい大きなことでございます。

その制度の加入対象。これは75歳になれば、満だか数えだか知らないけれども、誕生日かなど。その辺もハッキリしておきたい、聞きたいと思います。

それから、今保険証が本人に来たの来ないのという混乱があちこちで起きておるようでございますけれども、その保険証は一体どうなるのか。

それから、保険料はどうなるのかと。これまで子供の会社の健康保険に扶養家族として医療保険料を払う必要がなかった人も保険料が徴収される。これは黙っていても払わなくてもよかったのに、まさか後期高齢者になって今まで入っていた息子に払ってくれと言えないというような問題も起きているようでございますけれども、この保険料は被保険者単位で計算されると思いますけれども、1人にかかる均等割額と所得に応じた所得割額の合計額になるのですか。これも聞くところによれば、自動的に2年に一度改正と。ということは、値上げを改正していくという危険性はありますね。

それから、よく保険料の凍結、凍結と言いますけれども、この意味は先ほど言いましたけれども、これまで子供の健康保険で扶養家族として医療保険を払う必要があった人は、2年間の軽減措置がとられると。そこまでわかりましたけれども、けさ調べてきましたけれども、あっているか、あっていないか。4月から9月まで全額免除と。そして、10月から3月までは均等割の1割を払うと。そして、来年の4月から1年間は均等割の半額を払うと。2010年の4月からは軽減措置がないと、全部払えと。とにかくだんだんととられる制度だということは、私は間違っているか、そのあたりを確認の意味で聞きたいと思います。だんだん高くなっていくと。

それから、年金からの天引き。1万5,000円以上もらっている人は年金から天引きと。ところで、これと介護保険と保険料あわせれば1万何ぼの平均になる。そうすれば、何もじゃえんこねぐなってしまうと。何食っていけばいいかと。まず、そういうことの心配も出てくると。

それから、減免制度ももちろんあると思いますけれども、これは国保と同じかと。もしあったとしたら、例えば70%と、何%と、何%と何%あるか。そこあたりを聞きたいと。

それから、一番心配されるのが、保険証の取り上げ。払えないとどうなるのかと。これは国保としてじゃえんこねえば何ともならないと。死ぬしかないということになるのでは無いかなど、その心配。

それから、病院窓口の支払いはどうなるのかと。一律1割か2割か3割かとか、そういうこと

があると思います。

それから、外来での受診はどう変わるのかと。まあ、一番心配しているのは年寄りですけれども、年いけば病気が長期にわたると。それから、認知症になるのが多いと。それで、やがては死を迎えると。そういう意味で、診療報酬に包括払い、1回600円ですか、月600円ですか。在宅で今度は終末期を迎えさせる仕組みにすると。これを導入して医療費制度を今まで頑張ってきた世の中をもってきた年寄りに差別をすると。

それから、これほどこの年寄りも大概、私もありますけれども、高血圧、糖尿病などの病気の複数で病院にかかって、これまでそういう人たくさんいますけれども、そういう人はかかりつけの医者1人を決めて、その人から今度計画を立ててもらおうと。いわゆる外来診療から在宅に持って行ってもらうと。

それから、診察料、1月あたりの医療費の枠、いわゆる定額制、決められていると。これでは受けたい治療も受けられなくなるのではないかなと、そういう心配が出てくるのではないかなと。

それから、入院が本当に当たり前でできるのかどうかと。できるだけ入院させないで、入院したらすぐに退院支援計画をつくると。訪問治療の報酬を改正しながら、これも金額それぞれあるそうですけれども、とにかく退院させた、そういう計画を立てた病院にはいろいろと面倒をみると。

それから、終末期医療でどうなるかなと。いわゆる75歳以上の患者に対して、後期高齢者終末期支援料というものを新設したそうでございますけれども、いわゆるそうした場合は家族を呼んで、延命治療を、過剰な治療を患者や家族に治療の中止を強制するというようになる心配はないのかと。恐らくそれをねらっているように私は思うわけでございますけれども。

それから、国民健康保険制度もいろいろ変わってくるわけでございますけれども、今度は前期高齢者ですか、65歳から74歳。これは年金からもう天引きされる。いわゆる県民税からとると。そういう形になっていく。ちょっと考えれば恐ろしい制度だなと思うわけでございますけれども。

それから、介護保険制度の変化のあらわれが施設だと思えますけれども、介護の療養型医療設備を廃止しながら、介護施設の入所の定員の増加を一生懸命これから図っていくというものでございますし。

それから、先ほども言いましたけれども、前期も中期も後期もですけれども、75歳の後期高齢者健康診査。いわゆる血圧下げるために医者に行っている。また、インシュリン注射、

それから血糖値を下げる。また、コレステロールを下げる。大体だれかかれかこれに当てはまっている人結構いると思います。一つでもそういう注射、薬を服用している場合は、健診を希望しても受けさせない。健康でなければ健診を受けられないということのようでございます。

その他まだまだいろいろあるわけでございますけれども、そういう中で、やはり今ここに出されておりますけれども、やろう、やりたい、議会で議決したいという中には、それ相当の理由か、なんやかんやあると思いますので、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの武藤議員のご質問についてお答えいたします。

基本的に後期高齢者制度の関係のご質問でございますが、中身的に言いますと現在国で盛んに一国といいますか、政府与党間で議論されている中身のものが多いかと思っておりますけれども、現在の段階でのものとして、まずお話したいと思っております。

まず、この制度がなぜできたかということでございますけれども、これについては、医療費が年々増加していくと。少子高齢化が進む中で、現在の医療保険制度をどう維持していくかということが問題なわけで、その財源負担をどうしていくかと考えた場合に、若い世代とともに全体で支え合う制度をつくっていくんだということから始まった制度でございます。

それから、加入対象は従来の老人保健制度の方々と同じで75歳以上の方々と、それから65歳から74歳までの一定の障害を持っている方々ということでございます。

また、保険証ということですが、1人1枚ということで、従来ですと医療保険の保険者証とそれから老人保険者証2枚が窓口に出されていたわけですが、後期高齢者の保険証1枚になっているということでございます。

あと、保険料ですが、医療保険制度の運営は広域でございますので、広域連合でございます。全県単位の保険料が決まるわけですが、先ほどのご質問の中にもあったとおり均等割が、秋田県の場合には3万8,428円。それから、所得割が7.12%というふうに決定になっております。これについては、2年に1回見直すということが制度上決まっております。

それから、保険料の凍結の関係でございますが、制度が開始した時期の段階では2年間半額、従来医療保険の保険料を負担してこなかった社会保険の被扶養者については、保険料を2年間2分の1にしますよという制度でございましたけれども、その後、政府与党間で凍結という議論が出てきまして、初年度半年間は凍結しますということでございます。残り半年間については、その10分の1。2分の1の10分の1になりますので、結果的には20分の1という話になります。

すが、それを負担していただくというふうな形になっております。来年度については、2分の1という制度が一制度がといますか、軽減がまだ生きているということです。

それから、年金からの天引きの関係ですけれども、ご質問の中にあつたとおり、月額1万5,000円、年額18万円以上の年金の方々からは、原則として特別徴収、天引きしますということですが、介護保険との関係で天引きする額が年金額の2分の1を超える場合には普通徴収です。介護保険は天引きしますが、後期高齢者医療保険の保険料については、普通徴収になりますという制度になっております。

それから、減免制度ですけれども、これについては基本的には災害減免ですね。それから、著しく収入が減少したときの減免というものが広域連合によって定められております。

あと、保険料が払えないというような話だったかと思いますが、これも現在の国保制度と同様に一定期間の滞納が続くと短期被保険者証というようなものが出されることになりまして、資格証明書という制度もございます。ただ、これについては、広域連合としては一律に交付するようなことはしないで、個々の状況に応じて対応していきたいということで、柔軟な対応を考えているところです。

それから、病院の窓口での支払い、あるいは外来での受診がどう変わるかということですが、今までの老人保健制度とほとんど変わりはありません。今までどおりの支払い、1割負担ということ。それで、高所得者の場合は3割負担。あるいは外来での受診も同様でございます。

それから、入院についても従来の老人保健制度と同様ということでご理解いただきたいと思っております。

あと、終末期医療の関係で、後期高齢者終末期相談支援料というお話が出ましたけれども、これについても何か現在国の方で見直しが進められているようではございますけれども、これについては国の方から通達がございます、ちょっと読み上げさせていただきますが、「後期高齢者終末期相談支援料は、終末期において安心した療養生活を送ることができるよう患者が終末期における療養について十分に理解することを基本とした上で診療が進められることを目的としたものであるために、患者の自発的な意思を尊重し、患者に意思の決定を迫ってはならず、病状が急変した場合の治療方針や急変時の搬送の希望等について、患者の希望が確認できない場合等には、不明、未定等とすることで差し支えないものである」という厚生労働省の通達が出ております。文書のとおり、非常に柔軟に対応するものであるというふうに考えております。

それから、国民健康保険制度への影響でございますけれども、現在、議案として提出しておりますとおり、後期高齢者支援料という形で、すべての医療保険の被保険者が負担していくというような形で、国保も例外ではございませんので、税率として新たに後期高齢者支援料の税率を定めるものでございます。

それから、介護保険制度への関係ですけれども、先ほど町の介護施設の利用料が高いときはというようなご質問がございましたが、介護保険制度とその後期高齢者医療保険の保険料が年金から天引きされるということで、先ほど説明申し上げましたとおり、2分の1を超える場合には介護保険が優先するというような関係になっております。あと、合算制度がございまして、医療保険と介護保険の負担が重くなった場合には、一定の限度を設けて高額医療介護合算でしたか、超えた場合は自己負担の限度額を超えた部分が戻ってくるというような仕掛けになります。

それから、後期高齢者の健診の関係ですけれども、前にもお話したかと思いますが、従来どおり広域連合の方で健診料を負担して、後期高齢の方を対象に健診を受診していただいています。ただ、先ほど医者にかかっている方というようなお話がございましたが、健診というのは基本的に健康な方が病気がないかどうかを診断するものでございます。通常高齢者の方々に、何らかの病気にかかっている方は、かかりつけのお医者さんがいるかと思えます。そういったところでご相談いただくのが本当は一番いいのではないかなという気はしております。

それから、生活保護制度の関係もございましたでしょうか。生活保護の場合には、基本的には後期高齢者医療保険制度の制度対象にはなっておりません。これは従来の医療保険と同様でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「はい、わかります」の声あり）

16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 医療費分と支援金分の合計では、前年度より減額になる一部改正ですけれども、ただ、限度額—医療分、支援金分、介護分の限度額を足していきますと、これは前年より3万円ほど上回ってしまいます。この限度額に関しましては、町の裁量で決められるものなのか、それともこれもやはり法律として全国一律になることなのか、そこをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） お答えします。

全国一律でございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号、美郷町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第53号、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第54号、美郷町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条令の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号、美郷町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条令の一部改正については、原案のとおり決しました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第16、議案第55号、平成20年度美郷町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） 説明も聞きましたけれども、一般管理費で仙南の公園の遊具を取りかえるとか。これは壊れて取りかえるのか、新しく申請して、どういうものをやるのか。その点についてお願いします。（「何ページですか」の声あり）117ページの管理費です。一般管理費の工事費。195万3,000円の遊具設置工事。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） お答えいたします。

町内に公園は多数ございますが、その中で遊具が比較的少ないといえますか、バランスを

とったということになります。バランスというのは、例えば遊具がなかったり、それからもう老朽化というんですか、古くなって壊れそうになったり、そのような状況の場所については優先的に配備したいということでございます。そういうとらえ方で、今回、谷地中公園と六郷中央公園に配置しました。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） ほかの公園の方はすべて調査したと思いますけれども、壊れているとか、事故があるとか、そういうことがよく新聞等にありますので、ほかの遊具もよく調査をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。4番、熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） 歳出のところでも説明があったと思いますけれども、私、114ページの14款県支出金の3項委託金の小学校費委託金。都市農村漁村子ども交流事業委託金の御田小交流について県事業で県補助が入るということで事業が行われるということで、御田小交流につきましては、千畑地区の住民は大抵知っておりますけれども、30数年の歴史がありまして、ボランティアでこれまで活動されておりました、中には二世代にわたって交流されているということで、大変これまで果たした役割は大きかったと思います。報道をいろいろ見ますと、グリーンツーリズムだとかということもありますけれども、将来的には全部の学校にこういった交流を広めていくというような国の計画もあるようですし、今回は御田小交流を事業に申請したということでありまして、町内の学校の動きに対して、どういう計画あるいは流れになっているのでしょうか。その点について、お伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） お答えします。

この流れ、今お話されたとおりでございます。国の新規事業におきまして、児童生徒の農村漁村での活動体験が交流プロジェクトとしてことしから実施されるということで、5年間計画でなされてございます。秋田県でも数校がこれに手を上げているという状態でございます。今回のうちの方の事業というのは、これは県単事業でございます、モデル事業ということで体験活動の学校間交流につきまして課題、問題点を洗い出したいという県の配慮がございまして、そのモデル校として今回は認定されたということでございます。

これまでの農村漁村の交流でございますけれども、学務課関係といたしましては実際この事業のみでございますが、町といたしましては、かすみがうら市あるいは大田区等々との都市交流といいますか、そちらの方を現在進めてございます。その都市交流につきましては、

各小学校に募集をしまして実際行っているという状況に伺ってございます。今後ともそのような事業は大変重要なものと考えておりますので、進めてまいりたいと学務課の方でも考えてございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 4番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。16番、吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 118ページ。ふるさと納税の記念品関連についてお伺いいたしますけれども、本当に自主財源の乏しい美郷町としては、歳入伸張を図る上で非常にいい制度であり、もっと積極的にPRしながら対応していただきたいなとは思いますが、ただ、この納税記念品の置いた額、実際に見込める件数としてこれしか置かなかったと思いますけれども、まず、いかほどぐらいを見込んでいるのか。それから、また、印刷製本、これは広報等を寄付者に送るということだったと思いますけれども、年間を通じて送っていくのか、1回限りなのか。また、議会報等も検討しているのか。そこいら辺も含めてお願いします。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） ふるさと納税の記念品につきましては、当面20組を想定してございます。できれば、これ以上の寄付をいただきまして、補正をしたいなというふうには考えておるところでございますが、当面は20組ということで予定をしてございます。

それから、次の印刷製本でございますが、こちらは広報の印刷代ということではなくて、ふるさと納税を今後、ふるさと会、それからアンテナショップ一県等々で設置しておりますアンテナショップ、それから交流のある市区町へ呼びかけるためのパンフレットを印刷するための費用でございます。

それから、記念品として広報美郷の送付につきましては、1年分を想定してございます。

その際に、もしできましたら議会報等々も送らせていただければというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 16番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

19番、戸澤 勉君。

○19番（戸澤 勉君） 前に熊谷議員、それから吉野議員も言ったことにも関連しますけれども、まず、最初ふるさと納税の118ページですが、これは私は協議会のときも余り快く思っていないというようなことを言いましたけれども、この制度そのものが非常にわかりづらいというか、非常に納得のいかない部分もあります。

しかしながら、まず行われたということで、その使い道等には賛成しておりますけれども、

例えば、ふるさとの定義などがはっきりなかなかできないと思います。また、ここにおられる住民の方でもよそに寄付ができるというふうに、逆の場合もあると思いますが、どこでも自由にふるさとの定義ができるのではないかということも考えられまして、住民の自分で好きなどころに納税というようなことになると、これまでの住民税というようなどころからすれば、非常に不可思議なものができるのではないかなという危惧を持っておりますが、そういう懸念はないかどうかということでございます。

それから、もう一つは、127ページの御田交流でございます。このことに県から多額の580万円という県単事業で行われるということですが、私もかつて十周年記念当時PTA会長をやっております、5年間ほどこの交流に参加しております。これまでは一切補助なしでPTAがやっております、非常に子供たちに大きな影響を与えたなというふうに思っております。そういう意味からも延々と続けてこられたということで、大変頑張ってきておるなど。いろいろな家庭環境やら社会情勢が変化している中で、非常によい事業をやってきておったなというふうに思っておりますけれども、ことし急にそういう事業が始まったことによって、果たしてこれは単年度だけのことなのか。また、こういう多額の場合の使い道といいますか、ことしの事業の内容等でわかっている部分で結構ですので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、ふるさとの定義でございますが、ただいま議員ご指摘のとおり、特別ふるさとというものに対する定義はございません。したがって、町の方が他の市町村、市区町村等々に寄付をする場合には、当然町の税が減るということも想定されます。そのために、町としましては、先ほども説明しましたとおり、印刷製本でパンフレットを作成し、町から東京等々へ出ていっておられます方々に積極的にPRをして、町へふるさと納税をしていただきたいというふうに今後積極的なPR活動をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） お答えします。

今お話したとおり、御田交流の事業でございますけれども、町といたしましては、これまで子供たちの経費は当然ながらPTAの方でこれまでやっていらっしやいまして、独自の事業としてやっていらっしやいます。町といたしましては、先生方の派遣という意味で旅費関係を負担しているというふうな状況でございました。

この事業が単年度限りかということでございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、県のモデル事業ということの単年度のモデル事業でございます。ですから、1年限りの委託という形になります。

それから、事業内容でございますけれども、主に交通費、宿泊費が事業内容でございます。千屋小学校さんの方から御田小にお伺いする場合の交通費、それから現地の交通費、宿泊費、それから打ち合わせ費、保険料、活動費等でございます。また、御田小から千屋小に来られるその経費も同じような形でみるという形の委託事業でございます。当然ながら今回1年限りということで、では、来年からどうするのかというようなこともありましたので、活動の実施の計画につきましては、PTAの役員会で諮りまして、皆様とご協議いたしまして、今回このような形にさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 19番、よろしいですか。はい、19番、戸澤 勉君。

○19番（戸澤 勉君） 御田交流の方はわかりました。

ふるさと納税ですけれども、これによって何かそういうふるさとを離れた方にPRはいいんですけれども、余りPR活動過ぎておみやげ合戦みたいなことにはならないように節度を持ってよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤福章君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小原正彦君） PR合戦ということでございますが、そのためにこの前全員協議会でお示しましたように、町のいわゆる美郷グッズということで、町の宣伝等を兼ねた記念品ということで検討させていただいたところでございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） 今、ふるさと納税で納税した方の希望によりますと広報1年間配布するというそれに関連しましてですけれども、実際、今、民間のアパートに入っている方で、住所はこちらに移していない方もいますけれども、移している方がその自治会組織に入っていないがゆえに、町の広報等が配付されないという苦情が大変ありますけれども、せっかく現在よそから移ってきて、美郷町に生きて納税している方に現在そういうものが配付されていないことがありますけれども、そのような対応、自治会に入っていなければ、いわゆる行政協力委員からの配付物が届かないような仕組みになっていますか。そこら辺はどうなっていますか。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ご質問の内容は、町のアパートとか、そういうこと…、住んでいる方に届いていないのではないかという解釈でよろしいですか。町内に住んでいる方で、住所がないとかの理由で広報が届いていないと、そのような質問でしょうか。

○12番（熊谷良夫君） 改めて言いますけれども、まず、町営のアパートに入っている方はすべてこちらに住所を移していますけれども、民間アパートに入っている特に若い方は、もともとの住所のままで入っている人もいますけれども、いわゆる銀行なり警察なりの方はこちらに住所を移しているはずなんですよね、移しています。住所をこちらに移していて、こちらに納税している方に対しても、その土地土地の自治会の組織に入っていないがために、そういうものが配付されないことを把握していますか。もし、把握していたなら、どういう対応をしますかということです。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） きちんと住所があって、届けられている場合は、すべて配付対象としてその自治会、集落推進委員会の方にその部数だけお届けしてございます。

ただ、今質問にありましたように、自治会に入るか入らないかは、その住んでいる方の判断になりますので、町としてはそこまでは関与しないことになります。

○議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

○12番（熊谷良夫君） そういうことだと思いますけれども、今ふるさと納税でよそから、いわゆる寄付金を納めた方だけに目を向けなくて、実際よそからここに来て住所をこちらに移している方にも、何とかそういうことを手抜かりのないようによろしくお願いします。

○議長（伊藤福章君） 総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） ただいまのご質問ですが、住民登録がなされていなくても実際にそこに住んでおられるのであれば、行政協力委員から「住んでいます。プラス1にしてください」とか、「2にしてください」とか連絡が入りまして、配付物等は届く手はずになってございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。14番、澁谷俊二君。

○14番（澁谷俊二君） 私の質問は、夢プラン応援事業ですか、これについてお聞きしたいと思います。

まず初めに、この補正額は何件分なのか。たしか当初3月定例会では、要望している件数が64と、こういう説明でございました。それで、その件数が、今まだ年度当初でござい

ではっきりしないと思いますけれども、この64件ともこの予算内で実現可能なものかどうか、それをひとつ伺いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） ただいまの質問にお答えいたします。

夢プランの応援事業ですけれども、当初ご説明いたしました64件から現在の精査の段階で56件の要望になってございます。この中で、事業の優先順位、戦略作物の作付ですとか、水稻の直販、さまざまなそういうふうな畑作所得の向上、それらを優先いたしまして、現在のところ推定ですけれども、42件までは該当になるのではないかというふうな当初予算でございます。

今回の補正よりまして、現在コンバインを希望する14団体がございますけれども、これらの稲作用機械、これらのコンバインのうち、今回の補正事業の予算の税抜きの事業額で2,700万円。それらの中とこれまでの要望を出されていた事業の中の精査の額、それらを加えたものを足しまして、それらがコンバインこの後導入になる額、台数ということで、コンバインにつきましては、6条のコンバインですとか4条がございまして、1,000万円を超えるものから500万円を超えるもの、台数については今のところはっきりは申し上げられません。以上です。

○議長（伊藤福章君） 14番、澁谷俊二君。

○14番（澁谷俊二君） 56件に下がったわけですがけれども、この予算で出ました42件ですか、もし、そのほか14件分の不可能—不可能というわけじゃないが、対象にならなかった原因は、ひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 対象にならないというのではなくて、当初県の方の予算ですけれども、予算の総枠が昨年と同じように7億円ということで動いておりましたけれども、実際の予算編成の時点では、5億円ということで予算編成をしております。それらが県議会を通った段階で6億円の県の方の夢プラン応援事業の設置の額を設定してございまして、それらに基づきまして当初より県からの配分が今回ふえてきたことに対しまして、町でも対応したいということで、今回の補正をお願いするものでございます。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。はい、14番、澁谷俊二君。

○14番（澁谷俊二君） 今質問したのは、たしか今要望されているのは56件分。そして、今年度中に対象になるのは42件分と、そう聞いたわけですがけれども、県の予算もわかりますけれども、なぜその10何件分が対象から外れたのか、その部分についてお聞きしたいと思いま

す。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 第1点の原因ですけれども、一つ目は、今回からの夢プランの中に雌牛の導入事業、これが入りました。これが美郷町の枠の中で39頭、これらがございます。それと、あとコンバインのこれらの導入につきましては、稲作機械ということですのですべてが同一のラインの中で、あくまでも稲作のコスト軽減、それらに基づきましてさまざまな農業所得の向上、戦略作物の作付に向かいたいと、そういうふうな中ですべての事業の優先順位がございまして、それに基づいた結果、現在のところコンバインにつきましてすべてを該当させることが難しいという予算総枠の中での状況でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。9番、武藤 威君。

○9番（武藤 威君） 9番、武藤です。

119ページ、2目23節の町税還付金ですけれども、これは税法が変わって県民税の税源移譲ということで20数人に該当するということですが、実は、ちょっとほど忘れするぐらい時間が経ちましたけれども、1ヵ月ぐらい前に秋田県で上小阿仁村、たしか大潟だったかな。それから二つ、三つの中に美郷町。その自治体だけが各個々に、あなたはこうこうなりますよという連絡が入っていないようだということになっておりますけれども、今回この議会で決まった後にその方々に通知を差し上げるのかどうかわかりませんが、そこらあたり一体どうなっているものか、理由がもしあったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 税務課長。

○税務課長（藤原茂夫君） お答えします。

ほかの町村ではもうとっくに、美郷町では遅いではないかというような話でありますけれども、これを決定しますには、まず所得税が確定しなければだめだということで、3月17日までは申告期間中でありまして、所得税の確定はできておりません。さらに、それから前年度、そして今年度の所得税関係を調べますと、最低でも4月いっぱいまではかかります。ほかの町村はどういうふうにしてそういうふうに個人通知にやったか、あるいは話の食い違いか、ちょっとわかりませんが、私が考えるとちょっと早過ぎるのではないかなと思っております。

それと、当然予算措置が必要であります。当初予算では150万円しか予算措置しておりません。そのために今回2,300万円という予算措置をして、承認ができた後に、予算の裏づけがで

きた後に、個人通知をやる予定であります。

それと、この周知につきましては、1月号の広報、さらに申告時に水色のパンフレットですか、あれにも記載しておりますし、そしてまた7月の広報にも上げる予定でありまして、そして予算の承認が得た後で、1,023人対象者ですけれども、個人通知をやる予定であります。

○議長（伊藤福章君） 9番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） もう1点だけ。117ページの財産管理費で、118ページの需用費のガソリン代の120万8,000円というところですが、別にガソリンそのものではないけれども、実は、私この前大曲のパワーに行って、日曜でありましたけれども、ちょっと今あれだけでも、美郷町の車が、横のドアに書いてありました。そういうところに行って、各課で車が配置されているわけですが、管理はだれが管理するのか、また、日曜にそういう車が走っているので、私はちょっとおかしいなと思っていましたけれども、その点を聞きたいと思います。管理について。

○議長（伊藤福章君） 総合サービス課長。

○総合サービス課長（草薙正子君） 全体の管理は総務課になりますけれども、総合サービス課では現在31台とバス4台管理しております。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） そうすれば、休みの前の日、金曜日に、全部総務課にかぎとかそういうもののチェック、預かるのか、その点はどういうふうにするのか。

○議長（伊藤福章君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 総合サービス課だけが車両を管理しているわけではありません、各課にはりついておる車両もあります。ですから、総合サービス課で全車両を把握できるというわけではございません。

そういった意味合いにおきましては、実際に何月何日の日曜日にということをお伺いした上で調査してみなければ明確にお答えはできませんけれども、各課の方で日曜日に、休日に勤務があったと。そういった場合には当然公用車を使用するという、そういうケースもあり得るはずですので、後ほど調査した上で明確にお答えしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 1番、鈴木 一君。

○1番（鈴木 一君） そういう答弁をもらったけれども、私が見た感じは、たしか建材をラ

イトバンに二人行ってかけてあったですね。だから、何かおかしいなと思って注意して見たんだけど、ナンバーもそこまであれだったんだけど…、まずその程度です。

○議長（伊藤福章君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 期日を教えていただければ、運行記録を確認させてもらえば、明確になりますので、どうかよろしく願いいたします。（「いいです、そこまで行けばお互いにあれだから」の声あり）

○議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、平成20年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

ここで10分間、休憩いたします。

（午前11時21分）

---

○議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午前11時31分）

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第56号、平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） 負担金補助金及び交付金についてちょっとお伺いします。

ここに30万円という補正が出ておりますけれども、距離が遠いという方々に対しての補助金と見受けられますけれども、この対象になっている方々は何人ぐらいおるのですか。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

今回の補正額30万円の対象というのは、今後の推進を想定いたしました補正でございます。

なお、この補助金制度につきましては、既に事業の完了地区の方々を対象にしているというところでございます。したがって、現在2カ所、2地区におきまして事業を実施しておりますが、その事業内の方々を対象になってございません。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右エ門君。

○20番（飛澤龍右エ門君） そうすれば、その地区内の方々を対象になっていないということとは、これからかかる人に対しての、新規に対してのことですか。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ご説明いたします。

現在事業実施区域につきましては、その事業の中でできる範囲対象として、この事業の対象として実施してまいりたいと。現在実施している事業で対象としてまいりたいということですが。今回の補正を上げたのは、事業を既に完了している地域で水道を引き込みたい、新たに引き込みたいという方々を対象にしております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 20番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号、平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第18、議案第57号、平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第57号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第57号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第19、議案第58号、平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号、平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎陳情第4号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第20、陳情第4号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中村美智男君、登壇願います。

（産業建設常任委員長 中村美智男君 登壇）

○産業建設常任委員長（中村美智男君） 6月3日の本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第4号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情について、審査結果をご報告申し上げます。

6月4日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

近年、深刻化している地球温暖化対策として、環境資源としての森林の果たす役割が高まっております。美郷町においても水環境保全条例を制定し、自然環境を守る取り組みをしている。また、国有林野事業については、現在国において見直しがされておりますが、美郷町においても国有林を保有しております。引き続き整備が必要なことから、陳情内容については採択が相当であるとの意見が多数でありました。

採決の結果、出席委員全員一致で採択と決しましたので、ここにご報告申し上げます。

○議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第4号について、ただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号、国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める陳情書は、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

### ◎陳情第5号の質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第21、陳情第5号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、深沢義一君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 深沢義一君 登壇）

○教育民生常任委員長（深沢義一君） 去る6月3日、本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託されました陳情第5号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書についての審査結果をご報告申し上げます。

6月4日、委員会を開催して慎重に審査いたしました。

この制度は、今後の高齢化社会に対応するために、長期的な視野に立って設けられた制度であり、こうした将来に向けた制度は必要であるという基本認識は同じとしながらも、余りにも不備、不都合の多い制度であり、これにかわる制度の確立が必要であるという観点から、採択すべきものという意見、また、見直しは必要であると思うが、見直しに向けた動きもあり、中止・撤回を求める陳情内容には同意できないということから不採択という意見、そしてまた、陳情の趣旨は理解できるが、採択するとまでには至らないということから趣旨採択という意見の3通りの意見が出されました。

その上で、挙手による採決の結果、採択すべきもの1名、不採択とすべきもの3名、趣旨採択とすべきもの2名ということで、当委員会として不採択とすることに決しましたのでご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

陳情第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第5号について、ただいまの委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書は、教育民生常任委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

---

### ◎請願第1号の質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第22、請願第1号、国営農業水利事業と地方農政局の存続に関する請願書を議題といたします。

この請願の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中村美智男君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 中村美智男君 登壇)

○産業建設常任委員長(中村美智男君) 6月3日の本会議において、当委員会に審査を付託されました請願第1号、国営農業水利事業と地方農政局の存続に関する請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。

6月4日、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

地方農政局の廃止や国の直轄事業の地方への移譲は、農業を基幹産業とする美郷町の農業振興と地域経済の多大な影響を及ぼすことが強く危惧されるところであります。

また、安全で安心できる食糧を安定して国民に供給していくためにも、国営事業を引き続き実施する必要があることから、請願内容については採択が相当であるという意見が多数ありました。

採決の結果、出席委員全員一致で採択と決しましたので報告申し上げます。

○議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

請願第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。請願第1号について、ただいまの委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号、国営農業水利事業と地方農政局の存続に関する請願書は、産業建設常任委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時44分)

---

○議長(伊藤福章君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時45分)

---

○議長(伊藤福章君) ただいま配付しました追加日程のとおり議案が提出されております。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時47分)

---

○議長(伊藤福章君) 休憩を解き、会議を再開します。

(午前11時54分)

---

#### ◎発議第6号の上程、質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 追加日程第1、発議第6号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

発議を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいの発議については、会議規則第39条第2項の規定によって説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第6号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎発議第7号の上程、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 追加日程第2、発議第7号、国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議を朗読いたします。意見書の朗読は省略します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） お諮りします。ただいの発議については、会議規則第39条第2項の規定によって説明を省略し、質疑、討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第7号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号、国営農業水利事業と地方農政局の存続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第3、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにした  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（伊藤福章君） 追加日程第4、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま  
す。

総務常任委員長及び議会運営委員長並びに議会広報委員長より審査中の事件等について会議規  
則第75条の規定によりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し  
出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定い  
たしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成20年第4回美郷町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時59分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成20年6月6日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 中 村 利 昭

署 名 議 員 中 村 美 智 男

